

## 越谷市自治基本条例

(5)

### 第3章

#### 最高規範性

##### 第11条

①この条例は、市政運営における最高規範であつて、市は、この条例に違反する条例、規則の制定その他の行為をしてはならない。

②越谷市は、この条例に定める市政運営の基本理念及び基本原則に照らして、不断にその他の条例、規則等の制定改廃に努める。

③越谷市は、日本国憲法、法律及び政令等を独自に解釈し、運用する場合も、この条例に照らして、自主的かつ民主的に判断するように努める。

##### 第12条

#### 見直しの継続

④越谷市は、この条例の執行から3年を超えない期間ごとに、市民、職員、市長及び議員等が参加する検討機関を設置し、この条例が所期の目的を達成しているかどうかを検討する。

⑤越谷市は、前項の規定に基づく検討の結果、制度の改善が必要な場合は、この条例を含めて適切な措置を講じる。